

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目次

◇ 告 示  
全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更  
西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更

## 告 示

### 鳥取県告示第九百六十三号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

1 加入普通地方公共団体の名称

沖繩県

2 加入年月日

昭和四十八年四月一日

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に關する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「鹿児島県」の下に、「沖繩県」を加える。

附 則

この規約は、昭和四十八年四月一日から施行する。

### 鳥取県告示第九百六十四号

西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

1 加入普通地方公共団体の名称

沖繩県

2 加入年月日

昭和四十八年四月一日

二 西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第三条中「鹿児島県」の下に「、沖縄県」を加える。

第六条中「委員十八人」を「委員十九人」に改める。

附 則

1 この規約は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 沖縄県の職員の中から選任された委員の任期は、第八条第二項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日までとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】